

ASK ニュース

Vol.0244

2017年3月21日(火)

担当：MS事業部 北野

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

商標登録

はじめに

今月、トンボ鉛筆の消しゴムケースに使われる「青・白・黒」、セブンイレブンの看板や商品に使われる「白・オレンジ・緑・赤」の組合せについて「色だけの商標」を特許庁が初めて認めたと話題になりましたが、今回は、この商標登録について取り上げたいと思います。

商標権とは

商標とは、自社の取り扱う商品やサービスを他社のものと区別するために使用する「名前」や「マーク」です。

この「名前」や「マーク」を財産として守るのが「商標権」という知的財産です。

消費者は、商品の購入やサービスを利用する時、企業マークや名前など「商標」を一つの目印として選んでいます。自社の商標を他社が勝手に使用した場合、消費者は自社の商品と間違え信用失墜につながる可能性があります。

そこで、商標を勝手に使用できないように商標登録制度があります。

登録するメリット

メリットは、自社ブランドを安全に継続して使用することができることです。つまり、商標を独占できるのです。また、その効力は、商標そのままだけではなく類似商標にも及び、他社が、無断で使用できなくなります。他社が無断で商標を使

用した場合には、商標権侵害で強制的に差し止めることができます。また、商標権は、知的財産となりますので、他社に使用許可を与えてライセンス使用料等を得る事もできます。

登録するデメリット

デメリットは、時間と費用がかかることです。10年更新制なので、更新するたびに改めて費用が発生します。また、登録するには、申請してから登録に至るまで、平均で半年ほどかかります。

登録制度の特徴

商標登録は、早いもの勝ちとなっています。例えば、自社の商標をまねて作った模倣品の会社が先に商標登録した場合、模倣品の会社に商標登録されてしまい、自社が信頼を築き上げてきたブランドを使用できなくなる可能性があります。

おわりに

商標登録は、会社が積み重ねた信用を保つためにも、信頼失墜がないようするためのリスクヘッジとして検討されてみてはいかがでしょうか。海外にも同様の制度がありますが、各国ごとで申請が必要となります。

商標権以外にも特許権（発明全般の保護）や実用新案権（限定的な発明の保護）、意匠権（デザイン保護）などの知的財産を守るための制度があります。